

2008年12月21日

# パネリスト 発言要旨

「目で聴くテレビ」放送開始10周年記念

## ■シンポジウム

「放送/バリアフリーの明日～国連障

害者権利条約と地上デジタル放送～」

### 【開会あいさつ】CS 障害者放送統一機構理事長 高田英一

皆様こんにちは。本日は年末のお忙しいなか、ご来場いただきましてありがとうございます。私たちの統一機構が発足し初めて放送したのは、1998年宮崎県で開かれた全国手話通訳問題研究集会でした。前途に希望とともに大きな不安を抱えての船出でしたが、今年で10年目を迎え、感無量の思いです。この統一機構は聴覚障害者を中心としながらも株式会社アステム、スカパーJASTなど、企業の方々のご協力をいただき、また厚生労働省、総務省、内閣府など関係省庁のご指導をいただき、都道府県などの自治体の協力もありまして、これまで歩んでまいりました。

1995年阪神淡路大震災が起きました。その時、私たち聴覚障害者が頼りにしていたNHKの手話放送が途切れ、安否情報に変わってしまいました。私たち聴覚障害者が一番必要としている時に、一番大事な情報源を失ってしまったのです。私たちは手分けして関係官庁、マスコミ、その他に訴えました。一週間ほどで手話放送は再開しましたが、非常に大事なときの情報源を奪われたのです。このとき全日本ろうあ連盟、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会は、自分たち独自の放送局を立ち上げる必要性を痛感したのです。そして統一機構が発足しました。この間、CS通信を利用して、手話と字幕がいつも付いている番組「目で聴くテレビ」を放送し、いつでも手話と字幕がみられる、あるいは緊急のリアルタイムで一般のニュースでも放送できる多機能をもったアイ・ドラゴンを開発しました。これはこれまでにない、世界でも類を見ない、画期的な機能をもっています。また国の身体障害者の日常生活用具に指定され、字幕送信、緊急災害などに実際に役立つことが証明されました。そういった関係もあって内閣府のバリアフリー化推進功労者表彰を受賞しました。現在、アイドラゴンは1万台普及を達成し、3000人を超える受信者をもっております。しかし政府政策が三位一体改革として、社会保障が必要とされるなかで、障害者自立支援法などによって10%の自己負担が発生しました。また様々な障害者自立支援法の関係もあり、アイドラゴンの拡大が困難な状況に直面しています。受信者もなかなか増えない状況です。しかも2011年からはアナログ放送から地上デジタル放送に変わる大変な状況も迎えております。現在、アナログからデジタル放送に転換するため、厚生労働省や総務省などと協議を重ね、なんとかスムーズな移行を果たしたいと考えています。けれどもこれはピンチという考え方だけでなく、同時によい機会だとも考えております。障害者権利条約が国連で採択され、今、日本ではその批准を目指して障害者団体と政府の話し合いが進んでおります。そこには障害者の情報保障の権利、手話を言語と認める権利などが明記されています。私たちの統一機構、「目で聴くテレビ」、これをなくすということは社会的に大きな問題になると考えます。そして新たな飛躍をめざし、理事一同、力を合わせて新しい時代を迎えようと、協議・努力を重ねている段階でございます。世界の障害者団体の中で独自のテレビ局、チャンネルを持っているというのは、統一機構以外にございません。世界の障害者が力を合わせ

たことにより、国連の障害者権利条約が採択されました。これまでどおり聴覚障害者にとらわれず、視覚障害者、知的障害者などの障害者団体とも協力して、新しいスタートを切りたいと思っています。

10年を記念して、統一機構・「目で聴くテレビ」を日本の障害者放送として、また文化の創造として、障害者の立場から情報発信し、日本の障害者の福祉を立て直していきたいと考えております。引き続き皆様のご指導とご支援を心からお願いしまして私のご挨拶とします。2008年12月21日 NPO 法人 CS 障害者放送統一機構理事長 高田英一。

## 【記念講演】日本障害者協議会常務理事 藤井克徳

1981年の国際障害者年を前後して障害のとらえ方に大きな変化がうまれました。耳・目・身体の機能障害の原因・種別にこだわらず、結果としておこる様々な不都合・不利益に焦点をあて、置かれている環境やその人を取り巻く周辺状況に、国際社会の目が向けられました。音声時計、音声ソフト…などの開発が現実には情報障害を軽減する中で環境・周辺を変えようという流れがうまれました。そしてその大本に法律があります。法律を良くすることが環境改善にとって最も重要です。そうしたなか障害者の権利条約が2007年12月13日、第61回国連総会で全会一致で採択されました。国際条約は憲法の真下、一般法律の真上に位置します。このことが障害をもった人の環境にどれほど大きな影響をもたらすか、いま提起されています。

権利条約は障害者のためだけの条約ではありません。障害分野の視点からすべての市民のための人権条約として結ばれたものです。最初にこの権利条約を提唱したのは2001年の秋、メキシコのフォックス大統領でした。そして2001年12月に必要性を含め検討する特別委員会が国連に設置されました。その情報がNGOから私のところに入ってきて、早速、内閣府の障害者施策推進本部の事務局に問い合わせました。障害分野担当の参事官は「知ってますよ。しかし、あれはメキシコ政府のスタンドプレーでしょ。まとまるとは思っていません」という冷めた態度でした。国連の特別委員会は合計8回開かれ私は4回傍聴しました。傍聴というよりロビー活動、各国政府に働きかける活動を展開しました。条約がまとまる最後の8回目の特別委員会は2006年8月25日に開かれ（会期2週間）、まさに障害分野の歴史的な会議となりました。国連は本来各国の政府間交渉で条約をつくります。しかし“私たちをぬきに、私たちのことを決めないで”という言葉に表れています様に、特別委員会の議長が「最初から最後までこの条約はNGOとの共同で作りあげてきた」と表明しNGOの会議での発言を許してくれました。会議では各国代表の挨拶の後に、議長から2人のNGO代表が指名され、祝辞を述べるという前代未聞の場面が大きな感動を呼びました。そして2006年12月13日に国連総会で全会一致で権利条約が採択されました。翌年2007年3月30日に各国政府が署名。日本は2007年9月28日外務大臣が国連におもむき署名。114番目でした。去年の4月3日で20カ国が批准（締結）。20カ国を超えると効力がある条約とみなされます。そして1ヵ月後、5月3日に権利条約は正式に発効し国際法律になったのです。2008年12月18日現在44カ国が批准。しかし現局面は批准すれば良いのではなく、条約レベルに国内法を前進させることが大切なのです。形式的な批准で終わらせてはダメです。これが私たちのスタンスです。

この条約の大切な点は、第1に障害分野に関する世界共通のものさし、スケールができあがったことです。第2はこの条約によって障害分野に関する世界の共通語がうまれたことです。例えば「合理的配慮」＝リーズナブル・アコモデーションですが、この条約の真髄と言われ、こうした画期的な前進面を含めて世界の共通語をもったのです。第3は国際比較・国際交流が、ある面では科学的に系統立ててやれるようになったということです。世界の障害分野の発展をはかっていく上で権利条約がもつ意味は計り

知れないものがあります。権利条約第2条の定義で「共通語」のこの概念を具体化しました。特に手話を「言語」と名言したり、差別の定義をあらゆる形態の差別＝直接・間接差別を含むと定式化したり、他の権利条約に無かった「合理的配慮」（新しい概念）の課題などが明確にされました。障害を理由とした不都合・不利益で様々な問題がありますが、個人に責任があるのではなく社会の側に責任がある、つまり障害は自己責任ではないとしたのです。社会の側から変更・調整して不利益を埋めることをハッキリさせました。個人責任を押しつける日本の障害者自立支援法の考え方とは大違いです。このことは情報保障においても非常に大きな理論上の根拠になると考えます。こうした定義が世界の共通の概念として高らかに確認されたわけです。

そこで問題は日本にどう影響力をもたせるか、この条約をどう批准させるかという課題があります。日本は国会の承認が必要です。批准されれば一般法よりも上位になります。権利条約に対して一般法が合致していないとダメです。だから形式的な批准をさせないというのはそういう意味です。批准は手段であって目的ではありません。目的は国内法を変えていくことです。障害をもった人々のニーズに合ったものにするのです。登山にたとえると、入り口が「国連で採択」、「署名」が3合目、「発効」が5合目・6合目、8合目あたりが「批准」、頂上が「国内法の大改正」です。今後の課題は、第1に関係する国内法の総点検と改善課題の明確化。第2に権利条約の日本版、すなわち障害者差別禁止法を単独立法として実現すること。現在の障害者基本法は理念法で裁判の規範にはなりえません。理念法ではなく実定法（じつていほう）が裁判でも規範になるのです。第3は国、都道府県、市町村、それぞれの段階での検討が必要です。しかし政府は熱心とは言えません。政府の解釈は日本の法律で十分だというスタンスです。少なくともこれまで他の人権条約が切り開いた道や成果は今回も獲得したいと考えます。そういう中でまだまだ権利条約の理解が身内の段階にとどまっています。これからの課題は、批准も大事ですが、もっと社会化をめざし、どうやって世論形成をしていくのか、マスコミの活用・支援・連携、何よりも障害団体自身の学習を広げることが大切です。「目で聴くテレビ」がどうやってこの権利条約を多くの国民に広げるかという点でも、もう一工夫、ふた工夫努力したいと思います。

最後に情報保障の発展に権利条約が寄与するためにどうするかという点での議論を呼びかけてシンポジウム前段の講演とします。

## **【パネリスト】全日本ろうあ連盟理事 西滝憲彦**

全日本ろうあ連盟は1947年に設立しました。ろう者の社会生活をフォローする活動がその出発でした。「民法11条・銀行からお金借りれない」「運転免許がとれない」「政見放送・立会演説などがわかるようにしてほしい」などの課題に取り組んできました。しかし、生きる楽しみ、豊かな暮らしー私生活をよくする運動が弱かったと思います。その中でなかなかテレビの問題まで手が届きませんでした。そして70年代はじめに「テレビに字幕を」委員会を立ち上げました。この大阪では全国に先駆けて、大聴協、手話サークル連絡会などが「手話の番組をつくろう」と立ち上がりました。77年には手話のテレビ番組を実現。またNHKとも交渉をすすめ、88年「おしん」の番組に字幕がつけました。ろうあ者みんなが立ち上がって運動する、そういう過程の中で、潤い、クオリティを勝ち取ってきたのです。またろうあ連盟はCS障害者放送統一機構を支え広げる努力をしてきました。今回のデジタル放送の開始で、手話の合成画面が逆に見れなくなり、デジタル放送でむしろ後退していく現状に直面しています。地上デジタル化への不安が大きく渦巻いているのに、肝心の障害者の問題が頭に入っていないと思います。このままでは国の施策でがたがたにされてしまいます。裁判も含め、大きな運動がいま必要です。ともかく放送行政は障害者を抜きに物事を進めています。35回目の情報制度審議会に出席しましたが、50

名の委員の人たちは、放送のなかに障害者問題があることを初めて知ったと言います。衝撃をうけたということでしたが、現実は一方向に改善の方向がないように思います。怒りすら覚えます。「目で聴くテレビ」のチャンネル移行作業で、一軒一軒まわって地上デジタル問題を説明していくことが大切だと考えます。いい方向に変えるために一步一步頑張ることが大事です。ピンチをチャンスにしたいと思います。

## **【パネリスト】全国視覚障害者情報提供施設協会理事長 岩井和彦**

「目が見えない人もテレビを見るの？」こんな質問をよく聞きます。私どものところで全国調査（平成16年）を実施。全国約600名の視覚障害者から状況を聞き取りました。その中で9割以上の方がテレビを毎日見ている。情報入手手段の第1位にテレビを上げている視覚障害者が7割以上いました。国民誰もが見ているテレビを私たちも見ているし見たいのです。緊急災害放送の時も、警告音とともに文字・テロップが画面に流れます。けど私たちにはわからないのです。デジタル放送で解説放送に大きな期待を寄せていました。ところが現実には「電波帯が不足」という勝手な口実で今その期待が握りつぶされています。権利条約の21条の情報アクセシビリティの課題やさらに踏み込んだ第30条の文化的な生活、レクリエーション、余暇…「利用可能な様式」という提起は、目が見えなくてもテレビが見れるようにしなさい、映画・演劇も楽しめるようにしなさい、そのための移動の保障、映像の改善など、これまで半分ぐらいあきらめていた問題が今前面に押し出されてきています。解説がついたら文化の享受と一緒にできるのではないかと思うんです。いま権利条約の追い風に乗って、地デジでの不安も払拭できるのではと期待もっています。視覚障害者は聴覚障害者と多少の違いはあっても同じ問題を抱えている障害者なのです。一緒にシンポをやって、行政交渉もできます。こうした流れが生まれることを今大きなステップとして喜んでおります。昨年の国の行政指針で具体的な解説放送10%の数値目標が提起されました。こういった成果に確信をもって、みなさんと一緒に権利条約という基盤に立って国内法の整備に参加していきたいと思います。新しいテレビを買って地デジの初期設定を始めようと思っても、画面文字を見なければできません。画面に出る番組表画像も見えないなかでサービスも享受できません。怒りにも似た不安が広がっています。イギリスでは2004年の放送法で解説放送10%の提起を実現し、2006年には30%への拡大が提起されています。教訓はバリアフリーの監視機関（オフコム）がちゃんとおることです。そこに差別禁止法があります。日本でもマルチ・ブラウンディングシステム等の音声化する技術力はあるのです。放送事業者は解説放送など難しいというけど、視覚障害者のことを良く知っている情報提供施設の方などの協力を得て、共同制作で解説放送をつくることを考えられるべきじゃないかと思います。私たち日本ライトハウスは1つの試みとして、NHK大阪放送局と一緒に共同制作に取り組んでいます。放送事業者がその責任を感じて、きちんと対応することと合わせて、その補完的な部分を「目で聴くテレビ」や情報提供施設化が役割を果たしていけるよう、補助金の支給など強く希望したいと思います。権利条約の追い風に乗って、「権利」としての位置づけを制度設計に生かす時です。視覚・聴覚一緒になって全障害者のための情報保障のためにがんばろうではありませんか。

## **【パネリスト】全日本難聴者・中途失聴者団体連合会**

**理事長 高岡正**

「テレビを聞こえる人と同じように見たい」ーテレビはマスメディアです。大量の情報を発信しています。リアルタイム性があります。臨場感・躍動感があります。私たちのニーズを整理しますと、字幕放送・

文字放送の目的は①聞こえない人がテレビを見るため、②テレビの聞こえない場所・場面で見るために必要、③日本語が得意でない人が見るためにも欠かせません。放送法にはそもそも手話を放送をするという規定がありません。政府の「地上デジタル放送推進に関する検討委員会」（2008年2月29日）が幾度となく開かれましたが障害者が出席したのは1回だけです。全日本ろうあ連盟の西滝さん、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会の私、日本盲人会連合会の田中徹二さんの3人だけです。今までの政府の説明は地デジになるとアクセシビリティは大きく改善されるとしていました。私たちが提起した意見陳述は、地上デジタルは放送アクセスに逆行しており、①解説放送は地デジで出来るのか、総務省のデジ研は出来ると言っていましたどうか、しかし各メーカーの状況はまともな対策も検討もないではないか。②手話放送はそもそも不可能な規格になっており、それを取り決めたアライブ基準によれば同じ番組に2つのチャンネルはできないと定められているのはどういうことか。③字幕の遅延解決は事実上無理ということになっているのではないか。④画面の字幕とテロップの重なりは解決できないとなっているどういうことか—こうした問題が地デジ導入の中でまったく検討されていないのです。誰も考えていないのです。障害者の情報アクセス問題を本当に軽視しています。誰にでも保障しなければならない生活基盤の問題がこういう扱いになっているのをしっかり提起していきたいと思います。いま官民一体となって問題の解決をはかる必要があります。またきちっと障害当事者を含める必要があります。当事者は求められるニーズについて一番知っています。コンテンツ制作ではCS障害者放送統一機構が一番知っています。こうしたことを軸に官民一体になって対策を講じることが必要です。総務省のデジ研、聴覚障害者側の問題意識、放送事業者側の問題意識がずれているのです。国は字幕放送・解説放送・手話放送の義務化、障害者・放送事業者の協議機関、数値目標をもったガイドライン、視聴者・障害者のモニタリングを進める機関の設置、統一機構をはじめ関係団体と放送事業者との連携などをすすめる必要があります。放送事業者は字幕制作者の不足、訂正放送の法的処置、制作コスト、リアルタイム字幕放送の遅延を解決するシステムを構築する必要があります。私たちはアイドラゴンの緊急普及、人材養成で当事者と協議しニーズの調査・シンポジウムなどの開催などに取り組むことが大事ですが、放送事業者側からシンポジウムに取り組んだことなどは一回もありません。今後の展望としては、①デジタル化をアクセス拡大の機会に、②事業者、関係機関との意見交換、③デジタルメディア全体を視野に、④権利保障の確立。合理的配慮→個人のテレビを見たいというニーズに応える放送事業者の責任を具体的に要望することが大事だと思います。第8条を根拠に政府や行政に私たち障害者のニーズを深く理解するよう働きかける努力を強めたいと思います。

## **【パネリスト】日本障害者協議会常務理事 藤井克徳**

情報保障は人間にとって大事な領域の問題です。情報から入って知識に転化し、知恵を蓄えますが、その入り口の情報がきちんとしていないのです。まさに生活基盤にかかわる問題です。また知的障害・精神障害の方などからすれば、「言葉が早すぎる」「言葉が難しすぎる」など情報を受け取るハンディを抱えています。リモコン装置自身も、もっともっと使い勝手の良いものをという要望が強くあります。障害の種別によって起こり方はまちまちだけど、やはり共通した問題があります。障害問題は、ある部分が押さえられると全部が押さえられていきます。視覚障害者・聴覚障害者の抱える問題も、現在の地デジでは解決しません。だから他の分野もなかなか難しいということになってしまいます。逆にある部分の改善が飛躍的に進むと全体がひきあがってきます。障害者問題のとらえ方というのは、いつも全体と障害種別からくる固有の問題をセットに見ていくことが大事だと思います。アライブ基準は、地デジで字幕放送や解説放送を飛躍的に発展させる技術が十分にあったにもかかわらず、握りつぶす基準とな

って働いています。権利条約の差別の定義がいま問われています。あらゆる形態の差別、直接・間接差別がそこにはあります。明らかに間接差別だと私は思います。今回のチャンスを逃してしまうと10年・20年逃してしまうことになるのではないですか。2004年10月日本障害フォーラム(JDF)という大きな組織ができました。この団体が2008年の7月23日総務大臣へ要望書を提出しました。①国際比較からみて日本はどうか、日本と同じような力のある国はどう変化しているのか、②また自らの国の過去と比べ変化していると言えるのだろうか、③障害者のニーズに対してまとものことはしていると言えるのだろうか、この3つの座標軸で再検討を要請しました。マスメディア→パーソナルメディア→ターゲットメディアへの前進。「配慮」をもって差別を無くしていくことがいま大事です。障害分野は障害種別や程度ごとにバラバラに分断されています。1つでも遅れている部分があれば、それが最低といいつつも標準化されてしまいます。情報保障が必要な聴力・視力障害者がもし抑制されれば、障害全体の情報保障の低下、レベルダウンにつながっていくことになります。これが私の意見です。

国際障害者年から27年。そもそも障害者をしめだす社会は弱くて脆い社会だと国連が指摘しました。技術的には力をもっている国なのに、出来ない理由をさがして言い訳をする国になってしまっている。テレビは市民社会にとっては生活の一部です。障害者生活の一部を削られる問題です。だから簡単には妥協できない課題です。2つの視点が大事だと思います。①障害問題からすると死活に関わる問題です。だけどこの問題がどれだけ社会化しているのか、一般市民の共通の問題になっているのか、差別の反対は平等ではなく無関心だと思います。放送に携わっている方を含め問題の共有化がまだまだできていないことが大きな問題だと思います。②障害分野の内部でのこの問題の位置がどうなっているかということがもう一つ大事な点です。情報保障がなかなか障害分野の中で共通の課題になりにくい現状があります。それはどうしてか一問題の社会化と問題の身内の共有化へ大至急手を打つ必要があります。国は批准をしたい、外交の対面上も戦略的に行動をとるべきだと考えています。いま情報アクセス権という問題を批准に当たっての絶対的な条件にするのかよく考える必要があります。JDFは総務省と年明けに、権利条約の批准をめぐる、意見交換をやる必要があると考えています。トップ議題にデジタル化の中での情報保障問題を取り上げます。批准の絶対的条件にこの問題をすえるうえで、どうやったらできるのか各団体の積極的な問題提起。権利条約としてこの問題の位置が今問われている課題です。行政訴訟など裁判という可能性もあります。裁判という運動論があるかないか検討する必要があります。やはり強い運動意外に、社会に向かって、身内に向かって、行政に対しては権利条約をつかってせまるこの運動についてもっと踏み込んで考えていくことが大事ではないでしょうか。統一機構が運動論に貢献する活動も大事だと思っています。これからJDFに持ち帰って出来ることはやりたいと思っています。

## 【閉会あいさつ】CS 障害者放送統一機構専務理事 大嶋雄三

パネラーの皆さん貴重なご意見をありがとうございました。本日は「目で聴くテレビ」創立10周年記念のシンポジウムにたくさんの皆様にご参加いただきありがとうございました。「目で聴くテレビ」はスタートから10年を迎え、ますますその役割・責任が大きくなっています。「目で聴くテレビ」は今から14年前、阪神淡路大震災の教訓をもとに、全日本ろうあ連盟が独自の放送局をつくる準備をしておられた最中に、企業や多くの個人が参加して10年前に創立しました。

当事者から出発した基本を守り、この10年間、聴覚障害者の放送局として電波を送り続けてきました。これからも多くの困難はあると思いますが、障害者にとって唯一の放送局として情報保障のためにも頑張っていきたいと思っています。皆様、引き続きご協力をよろしくお願いします。本日はありがとうございました。このあと6時よりレセプションを行います。皆様のご参加をよろしくお願いします。

